

公 告

このたび、美祢市大嶺町西分地内を受益地とする県営七田地区農村地域防災減災事業の施行を申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、法第85条第6項の規定により、この旨を公告し、その協議に係る書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業に意見のある者は、法第85条第7項の規定により、当該事業施行申請人あてに下記の方法にて意見書を提出してください。

令和7年 12月 19日

県営七田地区土地改良事業施行申請人
(別紙のとおり)

記

1 縦覧に供する書類

県営七田地区農村地域防災減災事業計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和7年12月22日から令和8年1月19日まで

3 縦覧の場所

美祢市建設農林部農林課
美祢市のウェブサイト

4 意見書の提出方法

美祢市建設農林部農林課に書面にて提出